

## 答申書

(答申第20-2号)

平成20年8月27日

津幡町情報公開審査会

### 1 審査会の結論

津幡町長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立の対象となった公文書につき、非公開とした決定は、妥当である。

### 2 異議申立及び審査の経緯

#### (1) 公開請求の内容

異議申立人（以下「申立人」という。）は、津幡町情報公開条例（平成12年津幡町条例第55号。以下「情報公開条例」という。）第10条の規定により、実施機関に対し、平成20年2月21日に「議会議長より町長に送付された議会政務調査費収支報告書に添えられた証拠書類（領収書）の写し 平成18年度（全町議分）、平成17年度（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇4議員分）」（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### (2) 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない理由を次のとおり付して、平成20年3月3日に申立人に通知した。

（公開しない理由）

行政情報を保有していないため。

津幡町議会議長（以下「議長」という。）から町長に送付される議会政務調査費収支報告書に添えられる証拠書類としては、議員がその支出を証明する「支払証明書の写し」のみであるため。

#### (3) 異議申立

申立人は、平成20年3月12日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立を行った。

#### (4) 諮問

実施機関は、平成20年6月4日に、情報公開条例第18条の規定により、津幡町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立につき、諮問を行った。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立の趣旨

異議申立の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

#### (2) 異議申立の理由

申立人が、異議申立書で主張している要旨は、次のとおりである。

ア 本件処分は、津幡町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年津幡町条例第22号。以下「町政務調査費条例」という。）及び津幡町議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年津幡町規則第31号。以下「町政務調査費規則」という。）の解釈、適用を誤ったものであり全部公開すべきものである。

イ 町政務調査費条例第9条第2項で収支報告書及び証拠書類の写しをもって収支報告書という規定されている。同じく第9条第1項で「政務調査費の交付を受けた議員は、収支報告書を作成し、これに証拠書類の写しを添えて、議長に提出しなければならない」とされている。同第9条第4項では「議長は第1項及び第2項の規定による収支報告書等の提出があったときは当該収支報告書等の写しを町長に送付しなければならない。」と記されている。条例が遵守されているならば当然、領収書等の証拠書類の写しは町長に送付されているべき公文書である。したがって町長は速やかに町議長に領収書を含む証拠書類の写しの送付を求め、これを公開すべきである。

### 4 実施機関の主張要旨

(1) 町政務調査費条例第9条により、議長が実施機関に送付しなければならない文書は、「収支報告書等の写し」であり、当該収支報告書等とは「収支報告書及び証拠書類の写し」と規定されている。

(2) 実施機関に送付された証拠書類の写しは、各支出項目について議員自身が証明する「支払証明書」のみであり、領収書については添付されていなかった。

(3) 町政務調査費条例第9条には、当該支出報告書に添える証拠書類については、「領収書」と明記しておらず、議長からの「収支報告書等の写し」についても「支払証明書」のみをも

って証拠書類として送付を受け、保管しているものである。

(4) 以上の理由から、文書不存在により公文書非公開決定を行ったものである。

## 5 審査会の判断理由

(1) 本件請求文書の性格等について

本件処分は、平成18年度の全町議分及び平成17年度の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇4議員分の議長から町長に送付された議会政務調査費収支報告書に添えられた領収書の写しの公開請求に対して、本件請求文書については不存在を理由に非公開としたものである。

本件請求文書は、議員が平成18年度及び平成17年度の政務調査費の支出について整理保管している証拠書類等である。

(2) 本件請求文書の不存在について

ア 町政務調査費条例第9条第4項によれば、議長は、政務調査費の交付を受けた議員から収支報告書及び証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出があったときは、当該収支報告書等の写しを町長に送付しなければならないとされている。

イ 町政務調査費条例第9条第1項によれば、政務調査費の交付を受けた議員が議長に提出するものとして「証拠書類の写し」を添えた「収支報告書」ということになっており、「領収書」とは明記されていないので、議長は「証拠書類の写し」として議員自身が作成する「支払証明書」のみを正式に受理している。

ウ 以上により、議長が正式に公文書として管理しているものは、収支報告書及び支払証明書のみであるため、町長に送付すべき当該収支報告書等の写しには、領収書の写しは存在しないものである。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件請求文書について、実施機関は速やかに議長に領収書を含む証拠書類の写しの送付を求めるべきであると主張しているが、町政務調査費条例第9条第4項による収支報告書等の写しとして既に平成17年度分及び平成18年度分ともに実施機関に対して送付されている以上、実施機関には改めて送付を求める権限は、町政務調査費条例及び町政務調査費規則には規定されていないので、異議申立人の主張については認められない。

(4) まとめ

以上の理由により、審査会は、1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

平成20年 6月 4日	諮問書を収受した。
平成20年 6月16日	第1回目の事案審議を行った。
平成20年 8月 6日	第2回目の事案審議を行った。
平成20年 8月27日	第3回目の事案審議を行った。